

保健・衛生班の仕事

1 衛生管理

手洗いの徹底

感染症予防の基本である「手洗い」を避難所施設内のすべての人に励行してもらいます。



特に、食事の準備時やトイレ利用後は徹底してもらうようにします。

- ・可能であれば、流水とせっけんを使用して手洗いをする。
- ・流水が使用できない場合は、「擦り込み式アルコール手指消毒薬(速乾性手指消毒薬)」やウエットティッシュを用いる。
- ・タオルの共用はしない。

※非常時の持ち出しバッグに

「タオル」を数枚入れておきましょう！

施設内の消毒の実施

施設内の必要箇所(特に調理スペースやトイレ周り)などの消毒を定期的(できるだけ毎日)に実施するようにします。

食品の衛生管理を徹底

衛生管理の観点から、食器はできる限り使い捨てを使用します。使い捨ての食器が十分に調達できない場合は、ラップをかぶせて使用したり、個人の名前を書いてその人が再利用したり、工夫を凝らして対応します。

施設の換気を実施

空気がこもると二酸化炭素濃度が上がり、また悪臭が発生するため、定期的に施設の空気を入れ換えるための換気を実施します。(基本は1時間に一回！)



集団生活であるため風邪などの感染症に注意

定期的に、手を洗ったり、うがいをしたり、換気するなど、避難者自身で十分に予防対策を講じてもらいます。また、マスクやうがい薬など予防のために必要なものは、適宜、災害対策本部に要望します。

※感染症予防に「手洗い・うがい」は必須です！

2 ごみ処理

避難所敷地内にごみ集積場を設置

※「7避難所の概要」屋外レイアウトを参照

ごみの集積場は、次のような場所に設置します。

- (1) ごみ収集車が出入り可能な場所
- (2) 調理場所などの衛生に注意を払わなければならない箇所から離れた場所
- (3) 居住空間からある程度離れ、臭気などが避けられる場所
- (4) 直射日光が当たりにくく、屋根のある場所

ごみを分別収集し、集積場を清潔に保つ

ごみ袋は居住グループを単位に配布し、分別収集を徹底します。

炊き出しなど共同作業で出るごみは、その作業班の担当者がまとめてごみ集積場に捨てます。ごみ集積場は、避難者全員の手で清潔に保つよう努めます。非常時であることを考慮し、**市による通常の家ごみの分割は適用せず**、次の4分割で実施します。

- ① 燃やせるごみ
- ② 燃やせないごみ(プラ容器を含む)
- ③ 缶・びん・ペットボトル
- ④ 古紙類



なお、生活環境の保持、収集作業の効率を考慮し、①～③はごみ袋での排出を徹底する。

3 風呂

入浴施設使用上の注意

入浴については、**初動期にはのぞめませんが**、設置された場合には衛生面に十分配慮し、感染症等に注意します。



《仮設風呂・シャワーの設置がない場合》

・もらい湯を奨励

仮設風呂・シャワーが設置されていない場合で、可能であれば知人や親戚宅で入浴させてもらうようにします。

・地域内の公衆浴場などを利用

地域内の公衆浴場などの開店状況を把握し、避難者に利用を呼びかけます。

また、市やボランティアなどによる入浴ツアーが開催される場合には、必要に応じて参加者を募ります。

《避難所内に仮設風呂・シャワーが設置された場合》

・男女別に利用時間を設定し、居住グループ単位で利用

(1) 希望者が多い時期には次のようにします。

- ・男女別に利用時間を設定し、居住グループ単位を基本に利用します。
- ・利用時間を1人15～20分程度に制限し、風呂の規模に応じた利用可能人数分の入浴券を発行します。
- ・入浴順については、乳幼児を持つ母親からとするなどの配慮が必要です。

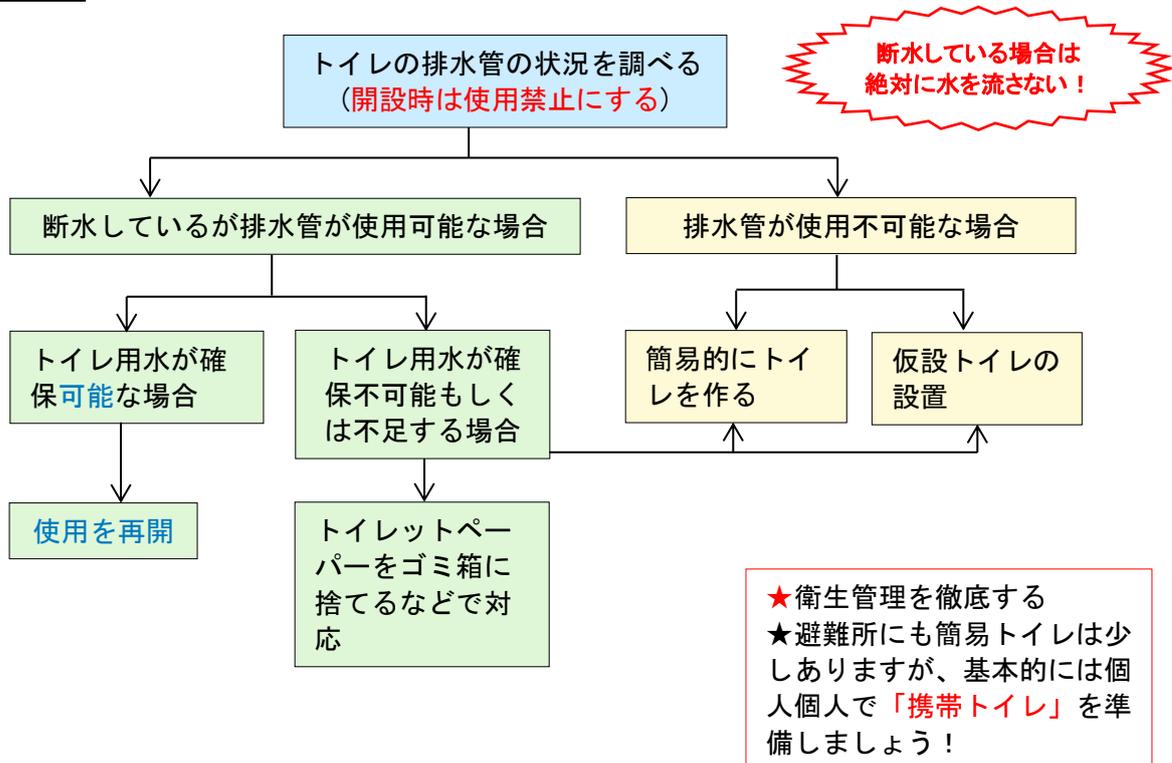
(2) 希望者がある程度落ち着いてきたら次のとおりとします。

- ・利用時間を区切った一覧表を作成し、希望者の自己申告を受け付けます。
- ・利用時間は、状況に応じて30分程度延長する場合があります。

入浴施設の清掃

共同で使う入浴施設の清掃は、居住グループ単位など当番を決めて交代で行います。

4 トイレ



トイレの使用可能状況を調査

トイレの排水管の漏れなどの状況を目視により調べます。排水管が破損している場合は、トイレの使用を禁止し、貼り紙をして使用不可を避難者に知らせます。破損状況の判定が困難な場合は、念のために、ダンボール簡易トイレや1階のトイレを使用する。



トイレ用水の確保と有効活用

断水等がある場合は、汚物を流すための用水を確保します。

また、トイレの用水が不足する場合は、仮設トイレに切り替えたり、トイレットペーパーをごみ箱に捨てるなどの工夫をします。 **※とにかく、不用意に「流さない!!!」**

仮設トイレを設置

トイレが使用不可の場合や避難者数に対して不足する場合は、仮設トイレの設置を災害対策本部に要請します。その際に女性等のニーズを把握して要請個数を調整します（男性1に対して女性3が基本）。



また、高齢者や障がいのある人用に、近くでバリアフリー対策をした専用のトイレを設けるなど配慮をするようにします。

仮設トイレを設置する際は、次のことに注意します。

- (1) し尿を収集運搬するバキュームカーの出入り可能な場所に設置する。
- (2) 避難者が利用しやすい場所に設置する。
- (3) 夜間照明があるところに設置する。
- (4) 安全な場所に男女別に設置する。
- (5) 清掃用の水を確保しやすい場所に設置する。

簡易的なトイレを自分たちで作る

災害発生直後で、破損や断水のためトイレが使用不可の場合は、簡易トイレを作るなど応急的に対応します。



簡易トイレの作成方法には、次のようなものがあります。

- (1) 指定避難所の備蓄倉庫には、ダンボール簡易トイレが 30 基と排便収納袋 300 枚を備蓄しており、既存トイレに持ち込んで使用する。 ※目隠し用一人テントも 5 基あります。
- (2) 汚水マンホールの蓋を開けて、足場をつくり、周囲を囲む。(踏み外し、転落に注意)
※マンホール内には絶対にビニール類は流さない!!!
- (3) 校庭や空き地に穴を掘り、ビニールシートや空き灯油缶やバケツを埋めて便槽代わりにし、板などで囲いをする。
- (4) 凝固剤・消臭剤を用意しておく。(なければ新聞紙で)

簡易トイレの使い方 P92

トイレの衛生管理

初動時は運営委員が行います！

トイレの清潔な使用方法について、貼り紙などで周知します。トイレの入口には手洗い用の消毒液を設置し、換気を十分に行います。



トイレの清掃は当番制で行い、皆が常に清潔に保つことを心がけて使用し、消毒剤や殺虫剤を散布することで害虫の発生を防ぎます。

5 清掃

《共有部分の清掃》

居住グループを単位に当番制を作り交代で清掃

トイレ、入浴施設その他の共有部分については、居住グループなどを単位とした当番制度を作り、交代で清掃を実施します。このような場合には、当番に参加できる人とそうでない人が生じる場合があるため、掃除当番以外の様々な仕事と組み合わせながら、不公平が生じないようにします。



《居室部分の清掃》

時間を決めて清掃を実施

各居室で毎日 1 回の清掃時間を設け、換気と寝具を整えるなどの清掃を行います。その際には、曜日に応じて時間を変えるなどして、一部の人が常に清掃に参加できない事態を避けるような工夫をすることも必要です。

※一日一回の全員清掃で生活にリズムをつけるようにしましょう！

6 ペット**避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは原則禁止**

避難所では、**様々な価値観を持つ人が共同生活を営む**ため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。そのため居室へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬や盲導犬を除き、原則禁止します。**身体障がい者補助犬や盲導犬を居室へ持ち込むことはできますが**、周囲の理解を得るようにしなければなりません、できる場合は要援護者の部屋を用意します。



ただし、施設的に余裕がある場合は、避難者とペットと一緒に居住できる専用のスペースを設けることなど、運営協議会議で検討します。

敷地内にペットスペースを設定

避難所の“屋外”敷地にペット専用のスペースを設けます。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保するようにします。

ペットの管理は飼い主が実施

ペットの飼育については、**飼い主が全責任を持って管理する**。また、飼い主に対して、主に次の内容を届け出るよう呼びかけ、ペット飼育管理簿を作成します。

- (1) 飼育者の住所及び氏名
- (2) 避難所への入所日及び退所日
- (3) ペットの名前
- (4) 動物の特徴（性別 体格・毛色。犬の場合は登録・狂犬病予防注射の確認など）

ペット飼育管理簿 P93, 94

他の支援団体等への要請

県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、災害対策本部を經由して支援を要請することを検討します。

→徳島県動物愛護管理センター TEL 088-636-6122

7 医療・介護活動

応急救護所の設置・開設

応急救護所開設・運用マニュアル P96-97,100-102

応急救護所は、市があらかじめ設定した地域の拠点となる避難所において、医療機関の被災状況などを勘案して開設されます。

※開設予定場所（下記施設の**保健室**を主な場所とします。）

内町小学校、津田小学校、新町小学校、千松小学校、佐古小学校、大松小学校、福島小学校、論田小学校、城東小学校、応神小学校、**徳島中学校**、八万中学校、川内中学校、加茂名中学校、国府中学校、徳島市立高校



応急救護所や医療機関の情報を把握

応急救護所が開設されない避難所においては、地域内の医療機関の開設状況や近隣の応急救護所の開設状況について把握し、必要に応じて避難者に情報提供します。

※徳島市災害拠点病院(渭北地区)

徳島市民病院 徳島市北常三島町 2-34 TEL 088-622-5121

※最寄りの大規模病院

徳島健生病院 徳島市下助任町 4-9 TEL 088-622-7771



避難所内に医務室を設け対応

応急救護所が開設されない避難所において、避難者の中に医師や看護師がいる場合には、協力を依頼し、避難所内に医務室を開設することも有効です。

なお、発災直後における医薬品や衛生材料等は、施設に備えているものや医師や看護師等が持参したもので対応し、不足する医薬品・衛生材料等は、災害対策本部(保健予防班)に要請します。 ※避難者の中に薬剤師さんがいれば応援を頼みましょう！

医務室で対応ができない場合は、近隣の応急救護所や医療機関に移送します。

避難所内の疾病者を把握

避難者名簿から、持病のある人など医療を必要とする人について、プライバシーに配慮し

ながら次のようなことについて情報をまとめ災害対策本部(保健予防班)に報告します。

- ① 氏名 ② 年齢 ③ 性別 ④ 病名 ⑤ 通常使用している薬
- ⑥ 通常のかかりつけの医師

相談スペースの設置

個人のプライバシー等に配慮できる相談スペースを設けることも重要です。

また、県・市に各種相談窓口があることを避難者へ周知します。

徳島県関係

いのちの希望 TEL 088-623-0444、088-696-4443、他

とくしま自殺予防センター TEL 088-602-8911

中央女性の悩み110番 TEL 088-623-8110

フレア徳島相談室 TEL 088-626-6188

子ども・女性を守る通報ダイヤル TEL 088-623-6110

こころとからだのサポートセンター TEL 088-672-5200

徳島市役所内

さわやか窓口相談所 TEL 088-621-5200

健康 こころのケア対策

被災者がエコノミークラス症候群にならないよう、避難所内での簡単な体操やグラウンドを歩くことなどを推奨し、その発生を予防します。また、心的外傷後ストレス障害(PTSD)や急性ストレス障害といった症状が疑われる場合は、「こころのケア」対策を災害対策本部に要請します。



事例

・エコノミークラス症候群

車などの狭い座席に長時間座り足を動かさない状態で発症。

・生活不活発病

避難所生活では身体を動かす機会が減ることで、特に高齢者の場合、筋力低下や関節硬化などで、寝たきりになる可能性が高くなる。

運営者のこころのケア対策

応急対策にあたる市職員や自主防災組織(町内会等)の避難所運営者においては、心身共に過酷な状況にあるため、「燃え尽き症候群」と呼ばれる症状が現れることがある。このため、運営者の心のケア対策にも留意することが必要です。

遺体への対応

※安置は短期間と思われまますので受け入れてあげましょう！

やむを得ず避難所が一時的に遺体を受け入れる場合は、避難者と部屋を別にするなどの配慮します。また、遺体を受け入れた場合は、必ず災害対策本部(避難対策部庶務班)に連絡します。死亡者については、次のことについて記録しておきます。

- ① 氏名 ② 年齢 ③ 性別 ④ 住所 ⑤ 搬送者の氏名 ⑥ 搬送時刻
⑦ 遺体のあった場所 ⑧ 遺族の連絡先など

8 水の管理**水の確保**

災害時に水を確保することは非常に労力を要するため、避難者全員で協力して行います。

**使用する水は用途に応じて区別**

避難所内で使用する水は、次のように分類されます。

- 飲用水 = (1) 飲食用 (賞味期限内)
生活用水 = (2) 手洗い、洗顔、食器洗い用
(3) 入浴、洗濯用
(4) トイレ、清掃用

飲食用の水の確保

飲食用の水は、**原則として避難者が持参したものや避難所の備蓄水**を使います。ライフラインが復活すれば給水車によるものを使用します。（給水車は指定避難所に来ます！）

手洗い・洗顔・食器洗い用の水の確保

給水車からの水を使用することを基本とします。水の保管は、蓋付きのポリバケツなどを使用し清潔に保つことをこころがけます。（賞味期限切れの飲料水も使う！）

手洗い・洗顔、食器洗いで使用した水は、トイレの用水として再利用するようにします。

入浴、洗濯用の水の確保

井戸やわき水など比較的清潔な水を利用する。また、賞味期限の切れた保存水も利用できます。（※徳島中学校、三本松公園には打ち抜き井戸があります。）

トイレ、清掃用の水の確保

井戸、わき水プール、河川などの水を用いることを原則とします。トイレの前にポリバケツなどを置き、バケツリレーなどで確保します。



また、賞味期限の切れた保存水なども利用できます。

★避難拠点のうち小学校、中学校の備蓄スペースには、水中ポンプとホース、発電機があり、学校プールなどから水をくみ上げることが可能です。

★水中ポンプは三カ所の自主防災倉庫にも備えられています。

近隣井戸等の把握

被災時には、入浴や洗濯等に利用する生活用水が不足することが予想されるため、避難所近隣で、災害時に活用できる井戸やわき水の状況をあらかじめ確認しておきます。

	飲用水	生活用水		
	飲食用	手洗い・洗顔・食器洗い・歯磨き用	入浴・洗濯用	トイレ・清掃用
飲料水(ペットボトル)	◎	○		

給水車の水	◎	◎	△	△
井戸水・わき水	× ※	× ※	○	◎
プール・河川の水	×	×	×	◎

◎:最適な使用方法 ○:使用可能 △:やむを得ない場合のみ使用可能 ×:使用不可能

※ 普段、飲食用に使っている井戸水でも、地震等により水質が変化する可能性があります、飲食用の利用は控えて下さい。

災害時要援護者班の仕事

災害時要援護者の支援

災害時要援護者の避難状況を把握

民生委員・保護司と連携

徳島市が作成する**避難行動要支援者名簿（令和2年度に着手）**と避難者名簿とを照合し、確認できない場合は、災害対策本部や在宅被災者組織と連携して、所在を確認します。町内会等で名簿を作成している場合は本人の了解を得て本部に提出する。

災害時要援護者名簿 P95

避難所における要援護者名簿の作成とニーズの把握

災害時要援護者は、支援を要する内容が一人ひとり異なります。それぞれの状況やニーズを把握するために、上記の手順により**避難所における「要援護者名簿」**を作成します。また、避難所で対応できないニーズについては、必要な支援を災害対策本部に報告して対応を要請します。

災害時要援護者の留意事項 P96, 97

災害時要援護者用の相談窓口を設置

災害時要援護者からの相談に対応する**相談窓口**を設置します。また、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性を配置するなどの配慮をします。聴覚に障がいのある人や外国人に対しては手話ボランティアや通訳ボランティア等の協力を仰ぎます。

※徳島県国際交流センター Tel.088-656-3309

災害時要援護者専用スペースの設置・運営

災害時要援護者の心身の状態を考慮し、医務室の近くなどに必要な支援を行う専用スペースを設置します。設置に際しては、バリアフリーを考慮し、一般の居住エリアと区別する仕切りを設けるなど、必要な環境を整えます。



運営については、災害時要援護者のニーズに対応するため、保健師、看護師、介護ボランティア等の派遣を災害対策本部に要請し協力して行います。また、おむつ等介助に必要な物資についても、災害対策本部に要請します。

拠点的な福祉避難所等への移送

※福祉避難所は二次避難所で

す。まずは指定避難所へ！

災害対策本部が拠点的な福祉避難所等を設置した場合は、災害時要援護者の状態などに応じて優先順位をつけ、災害対策本部に受入れを要請するこのほか、状態により介護保険関係施設や病院への緊急入所、緊急入院の必要についても検討する。

※最寄りの福祉避難所

阿波老人ホーム「白寿園」・「仙寿園」 住吉4丁目11-10 TEL 088-626-1080

ボランティア班の仕事

ボランティアの受入・活動調整

労力を要する部分はボランティアの支援を

避難所の運営は、あくまで避難者による自主運営が基本ですが、必要な作業の中で特に労力が必要な部分については、必要に応じてボランティアの支援を要請します。



配付パンフレット P98

専門ボランティアの要請

専門ボランティアが必要な場合は、**災害対策本部のボランティア窓口**を通じて要請します。

※専門ボランティアとは、通信、通訳、手話・要約筆記、介護・医療救護に従事するボランティアです。

一般ボランティアの要請

一般ボランティアが必要な場合は、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターを通じて要請します。

※一般ボランティアとは、専門ボランティア以外のボランティア(引越しの手伝い、炊き出しなど)です。

※とくしまボランティア推進センター → TEL 088-664-8211

直接来所したボランティアについて

避難所を直接訪れたボランティアについては、災害対策本部が受入れの判断を行ってから受け入れます。

受け入れる場合は、「ボランティア活動保険」の加入について確認(加入していない場合は、社会福祉協議会において加入)してから活動してもらうようにします。

徳島市社会福祉協議会 TEL 088-625-4356

ボランティアの活動を記録

ボランティア活動記録簿を作成し、ボランティアに必ず記入してもらってから活動してもらいます。

ボランティア活動記録簿には、次のような項目を設けます。

- ① ボランティアの氏名、性別、住所、電話番号
- ② 活動内容
- ③ 活動時間など

ボランティア活動記録簿 P99

ボランティアに活動してもらう内容

ボランティアにどの仕事をしてもらうかは、避難所運営協議会議で決定します。

組織化されたボランティアの場合には、そのリーダーとの話し合いを行って決定します。ボランティアへの具体的な作業指示は、運営組織の各班で行うようにします。



ボランティアの安全管理

ボランティアの安全面には十分に配慮し、長時間に及ぶ作業や危険な作業は行わせないようにします。また、指示する活動内容(車両の運転等)について、ボランティア活動保険の適用があるのか確認をしておきます。

なお、ボランティアの活動状況について、何かあれば避難所状況報告書により災害対策本部に報告する。

ボランティアの明示

ボランティアであることが一目で分かるように、名札やヘルメット、腕章で明示します。

“初動時”ボランティアを希望される方には基本的に
◎食事 ◎寝具 ◎寝場所 ◎腕章等
は各自で準備するようにお願いします！

5章 避難所の統廃合・撤収

被災者の
「復興への意欲」
を喚起することが最重要！

方針の周知

ライフラインの復旧、流通の回復、住まいの確保ができた段階で、避難所運営協議会は施設管理者及び災害対策本部と相談し、避難所の「統廃合」又は「撤収」の方針を決めます。撤収の際には、**学校（教室→特別教室→体育館）→文学書道館→コミセン**、の順となります。

また、その方針をできる限り早く避難者に示すことによって、**避難者に自立の目標**を持ってもらうようにします。そして、もっとも重要なのは被災者の方々が「復興への意欲

避難所の統廃合

各避難所の過密状態が解消された後は、避難所の統廃合を進めます。

学校、民間施設等を優先的に廃止し、**最終的にコミュニティセンターに集約**します。

なお、統廃合にあたっては、地域のコミュニティや避難所で形成されたコミュニティの維持に配慮することが必要です。

避難者への移動の要請

統廃合・撤収により、避難者が他の避難所に移動する場合は、ボランティア等の協力を得ながら、移動や荷物の運搬等の支援を実施します。



付記

渭北地区7避難所の概要

令和2年4月現在

※ 避難所(指定・補助避難所)のレイアウトや避難物資の保管状況です。

※ 避難所開設にあたって参考にしてください。

注①: 渭北コミセン、徳島中学校・助任小学校は徳島市職員の指示に従ってください。

注②: 鳴教大附小学校、鳴教大附中学校は避難所運営委員が開設します。

注③: 徳島大学体育館、徳島県立文学書道館は、行政広報の後に避難所運営委員が開設します。

※ 避難所に必要な備品の追加搬入は、次を基本としますが渭北コミセン内に設置される災害対策本部の確認をとってください。

徳島中学校 ← 体育館防災倉庫、八幡神社内の自主防災倉庫

助任小学校、附属小学校 ← 各防災倉庫、三本松公園の自主防災倉庫

附属中学校、徳島大学 ← 中学校防災倉庫、日枝神社内の自主防災倉庫

渭北コミュニティセンター、徳島県立文学書道館 ← コミセン内倉庫

※ 体育館以外の校舎等を居住スペース等として使用する場合は、必ず施設長と事前に協議しておくか、コミセン内災害対策本部の許可を得てください。

※ 避難所の運営にあたっては別添「渭北地区避難所マニュアル」を参考にしてください。

※ 津波避難等の場合の避難場所(一時避難所、緊急避難場所)、福祉避難所は、このかぎりではありませんのでご注意ください。